

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月10日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第6号

人事記録に関する規則等の一部を改正する規則  
(人事記録に関する規則の一部改正)

第1条 人事記録に関する規則(昭和27年香川県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (趣旨)<br>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第1項第1号及び第5項の規定に基づき、職員(法第22条の3第1項の規定により、臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。)の人事記録に関し必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨)<br>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第1項第1号及び第5項の規定に基づき、職員(法第22条第2項の規定により、臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。)の人事記録に関し必要な事項を定めるものとする。 |

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の任用に関する規則(昭和32年香川県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (趣旨)<br>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条及び第17条から第22条の3までの規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。<br><br>(選考による採用の方法)<br>第7条 略<br>2 略<br>3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の職への採用は、 <u>選考によるものとする。</u><br><br>(臨時的任用を行うことができる場合)<br>第11条 任命権者は、 <u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ人事委員会の承認を得て、</u> | (趣旨)<br>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条及び第17条から第22条までの規定に基づき、職員の任用に関し必要な事項を定めるものとする。<br><br>(選考による採用の方法)<br>第7条 略<br>2 略<br><br>(臨時的任用を行うことができる場合)<br>第11条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。 |

現に職員でない者を臨時的に任用することができる。

- (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急のとき。
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関するとき。
- (3) 任命権者が、その名簿に記載された採用候補者又は昇任候補者（以下「任用候補者」という。）の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数（以下「正規の提示数」という。）に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用若しくは昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がない旨の通知を受けたとき。

2 略

(条件付採用期間)

第13条 略

2 略

3 会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「6月間」とあるのは「1月間」とする。

(条件付採用の期間の延長)

第15条 略

2～4 略

5 会計年度任用職員に対する第1項及び前2項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「1年」とあるのは「当該職員の任期」と、第4項中「第1項及び第2項」とあるのは「第1項」と、「1年に至る」とあるのは「当該職員の任期の末日」とする。

別表第4（第30条関係） 採用に係る選考の実施を任命権者に委任する職

1～5 略

6 会計年度任用職員の職

- (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合
- (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (3) 任命権者が、その名簿に記載された採用候補者又は昇任候補者（以下「任用候補者」という。）の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数（以下「正規の提示数」という。）に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用若しくは昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がない旨の通知を受けた場合

2 略

(条件付採用期間)

第13条 略

2 略

(条件付採用の期間の延長)

第15条 略

2～4 略

別表第4（第30条関係） 採用に係る選考の実施を任命権者に委任する職

1～5 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年香川県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| (派遣の対象とならない職員の特例)<br>第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。 | (派遣の対象とならない職員の特例)<br>第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。 |

(職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正)

第4条 職員の公益的法人等への派遣等に関する規則(平成14年香川県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| (特定法人の業務に従事させない職員の特例)<br>第4条 条例第11条第2号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者で、引き続き職員として採用されたものとする。 | (特定法人の業務に従事させない職員の特例)<br>第4条 条例第11条第2号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者で、引き続き職員として採用されたものとする。 |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。